

第5 参考資料

- 朝霞市防犯推進条例
- 朝霞市防犯推進計画会議委員名簿
- 朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱
- 第5次朝霞市防犯推進計画関連条例・規則・要綱等一覧

○朝霞市防犯推進条例

平成16年12月22日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安心して住みよいまちづくりの基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び土地建物所有者等(以下「市民等」という。)の責務を明らかにすることにより、それぞれの防犯に関する意識の高揚と自主的な活動の推進を図り、もって犯罪のない安全で安心して住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安心して住みよいまちづくりは、市及び市民等の自らの地域は自らで守るという連帯意識の下に、それぞれが人権を尊重しつつ、役割を分担し、密接な連携を図りながら、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを基本として推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 防犯に関する意識の高揚を図るための広報その他の啓発
- (2) 市民等が行う自主的な防犯に関する活動に対する支援
- (3) 犯罪のない地域社会の実現に向けた環境の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防犯に関する必要な事項

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自ら防犯に関する意識を高め、自主的な防犯に関する活動の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する防犯に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら防犯に関する意識を高め、地域における防犯に関する活動を推進するとともに、その事業活動について、防犯に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する防犯に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、自ら防犯に関する意識を高め、地域における防犯に関する活動を推進するとともに、その土地又は建物その他の工作物について、防犯に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 土地建物所有者等は、市が実施する防犯に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することができる推進体制を整備するものとする。

(推進計画の策定)

第9条 市は、防犯に関する施策を計画的に推進するための計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

(防犯推進計画会議の設置)

第10条 前条に規定する計画を策定及び検証するため、朝霞市防犯推進計画会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第11条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 計画の検証に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第12条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市が関係する団体から推薦された者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第13条 推進会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第14条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第15条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第16条 推進会議の庶務は、危機管理室において処理する。

(雑則)

第17条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年朝霞市条例第2号)

別表

	報酬 日額	費用弁償 会議	鉄道・船・車賃	航空賃	日当	宿泊料
防犯推進計画会議委員	8,000円	2,400円	旅費条例を適用し、市長等の例により算出した額	実費	2,400円	1万5,000円

○朝霞市防犯推進計画会議委員名簿

令和8(2026)年3月(敬称略)

団体名	しめい 氏名	備考	区分
知識有識者	かねこ ちえこ 金子 智恵子	会 長	市長が必要と 認める者
朝霞市社会福祉協議会	わたなべ あつし 渡辺 淳史	副会長	市が関係する 団体から推薦 された者
朝霞警察署少年非行防止ボランティア連絡会	いちのせ たけじゅ 市ノ瀬 武寿		
朝霞市PTA連合会	うぶかた えみ 生方 恵美		
朝霞市自治会連合会	おの けいぞう 小野 敬三		
朝霞市商工会	おおはし ちえこ 大橋 千栄子		
朝霞地区金融機関防犯協力会	さかい けいた 酒井 啓太		
朝霞地区保護司会	おおはた しげる 大畑 茂		
朝霞地区学校警察連絡協議会	おやまつ けい 親松 慶		
朝霞地区事業所防犯協力会	いなお よねぞう 稲生 米蔵		
埼玉県宅地建物取引業協会県南支部	すがわら しんや 管原 慎也		
埼玉県自転車防犯協会朝霞支部	いぐち しゅういち 井口 修一		
朝霞警察署生活安全課	わたなべ けいすけ 渡邊 圭介		関係行政
埼玉県南西部地域振興センター	たにさわ まさゆき 谷澤 正行		機関の職員
公募市民	なかむら きみえ 中村 きみ江		公募による 市民

○朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 防犯に関する施策を推進するため、朝霞市防犯推進庁内連絡会議(以下「庁内連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防犯事業の推進に関すること。
- (2) 防犯に関する情報の交換に関すること。
- (3) 朝霞市防犯推進計画及び朝霞市防犯推進計画実施計画の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防犯に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 庁内連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、危機管理室長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長の指名によってこれを定める。
- 4 委員は、別表に掲げる課の課長級の職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、庁内連絡会議を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内連絡会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、庁内連絡会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の職員から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 庁内連絡会議の庶務は、危機管理室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあった日(平成18年6月23日)から施行する。
- 2 朝霞市防犯推進計画庁内検討会議設置要綱は、廃止する。

別表(第3条関係)

危機管理室
人権庶務課
こども未来課
保育課
長寿はつらつ課
開発建築課
みどり公園課
教育指導課

○第5次朝霞市防犯推進計画関連条例・規則・要綱等一覧

令和8(2026)年3月

- ・朝霞市あき地の環境保全に関する条例
- ・朝霞市あき地の環境保全に関する条例施行規則
- ・朝霞市空き家等の適正管理に関する条例
- ・朝霞市空き家等の適正管理に関する条例施行規則
- ・朝霞市悪質電話被害対策に係る通話録音装置貸与事業実施要綱
- ・朝霞市広報紙発行規則
- ・朝霞市自主防犯パトロール活動団体に対する謝意の基準
- ・朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例
- ・朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例施行規則
- ・朝霞市自転車等放置防止条例
- ・朝霞市自転車等放置防止条例施行規則
- ・朝霞市商店街街路灯維持管理事業補助金交付要綱
- ・朝霞市商店街施設整備事業補助金交付要綱
- ・朝霞市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- ・朝霞市道路照明施設等の設置に関する基準
- ・朝霞市防犯シンボルマーク「彩夏ウボーイ」使用取扱要領
- ・朝霞市防犯パトロール隊認定要領
- ・朝霞市防犯活動推進補助金交付要綱
- ・朝霞市防犯広報紙発行要綱
- ・朝霞市防犯推進条例
- ・朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱
- ・朝霞市防犯灯維持管理費補助金交付要綱
- ・朝霞市防犯灯設置工事費補助金交付要綱
- ・朝霞市防犯カメラ設置工事費補助金交付要綱
- ・朝霞市暴力団排除条例

第5次朝霞市防犯推進計画
令和8（2026）年3月
発行 朝霞市
編集 危機管理室

〒351-8501
朝霞市本町1-1-1
電話 048-463-1111（代表）
URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>